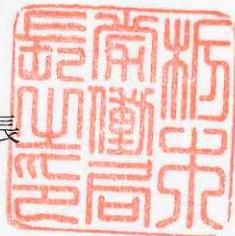


栃労発基 0107 第 3 号の 2
平成 31 年 1 月 7 日

関係団体の長 殿

栃木労働局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づき届出のあった化学物質（以下「届出物質」という。）については、同条第 3 項の規定に基づき、名称を公表するとともに、同条第 4 項の規定に基づき、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴取し、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たものについては、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1。以下「指針」という。別添参照。）に基づく措置を講ずるよう、届出事業者及び関係団体に対して要請しているところです。

今般、「労働安全衛生法第 57 条の 4 第 3 項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件」（平成 29 年厚生労働省告示第 364 号並びに平成 30 年厚生労働省告示第 135 号、第 250 号及び第 338 号）により、903 物質の名称を公表したところですが、それらの化学物質のうち、別紙 1 に掲げる計 28 の届出物質について、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

また、法第 57 条の 4 第 1 項の既存の化学物質として政令に定める化学物質（以下「既存化学物質」という。）のうち、別紙 2 に掲げる計 1 物質について、学識経験者から、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対し、別紙 1 に掲げる届出物質又は別紙 2 に掲げる既存化学物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いします。

変異原性が認められた届出物質

	名称公表 通し番号	名称公表年月日 名称公表告示番号	名称
1	26401	平成29年12月27日 厚生労働省告示第364号	1 <i>H</i> -インデン-1-イル(メチル)(フェニル)(2, 3, 4, 5-テトラメチルシクロペンタ-2, 4-ジエン-1-イル)シラン
2	26412		{2, 2'-[エチレンビス(アザン-1-イル-1-イリデン)- κ N-メタン-1-イル-1-イリデン]ビス(フェノキシド- κ O)}鉄と μ -オキシド-ビス({2, 2'-[エチレンビス(アザン-1-イル-1-イリデン)- κ N-メタン-1-イル-1-イリデン]ビス(フェノキシド- κ O)}鉄)の混合物
3	26426		3-クロロ-1, 1-ジフルオロアセトンの水溶液
4	26482		3, 3, 5-トリクロロピリジン-2, 4(1 <i>H</i> , 3 <i>H</i>)-ジオン
5	26507		6-ビニルナフタレン-2-オール
6	26591	平成30年3月27日 厚生労働省告示第135号	(4-イソプロピルフェニル)(4-トリル)ヨードニウム=トリフルオロ[トリス(ペンタフルオロエチル)]- λ^5 -ホスファヌトイド
7	26638		4-クロロイソキノリン-3-アミン
8	26657		(1 <i>R</i>)-8-クロロ-1-メチル-2, 3, 4, 5-テトラヒドロ-1 <i>H</i> -3-ベンゾアゼピン-3-イウム=クロリド-水(2/1)
9	26659		2-(クロロメチル)-3-ヨードトルエン
10	26674		4-シクロプロピルイソキノリン-3-アミン
11	26691		(2 <i>S</i>)-1-[2, 2-ジフルオロー-2-(1-ヒドロキシ-3, 3, 5, 5-テトラメチルシクロヘキシル)アセチル]ピロリジン-2-カルボアルデヒド
12	26698		4-(ジブロモメチル)-3-メトキシベンゾニトリル
13	26702		N-[4-(ジベンゾ[b, d]フラン-4-イル)フェニル]ビフェニル-4-アミン
14	26745		4-(2-ヒドロキシエチル)-2-ニトロベンゼンジアゾニウム=クロリドを主成分とする、亜硝酸ナトリウムと2-(4-アミノ-3-ニトロフェニル)エタノールと塩化水素の反応生成物
15	26785		3-(ブロモメチル)ブター-3-エン-1-イル=プロピオナート
16	26995	平成30年6月27日 厚生労働省告示第250号	(2-フルオロー-4-ニトロフェニル)アセトニトリル
17	26996		{(1 <i>R</i> , 2 <i>S</i>)-2-(3-フルオロフェニル)-2-[(トシリオキシ)メチル]シクロプロピル}メチル=アセタート
18	27009		ペンタ-2-イン-1-オールの臭素化反応生成物の1-ブロモペンタ-2-イン精製時の蒸留残渣
19	27089	平成30年9月27日 厚生労働省告示第338号	オキシラン-2-イルメチル=ジフェニルホスフィナート
20	27100		1-クロロ-2-(クロロメチル)-4-ニトロベンゼン
21	27101		2-クロロ-1-(クロロメチル)-3-ニトロベンゼン
22	27112		2, 5-ジオキソピロリジン-1-イル=9 <i>H</i> -フルオレン-9-イルメチル=カルボナート

	名称公表 通し番号	名称公表年月日 名称公表告示番号	名称
23	27126		ジフェニルホスフィノイル=クロリド
24	27157		<i>N, N, N', N'</i> –テトラキス(オキシラン–2–イルメチル)–3, 3'–スルホニルジアニリンを主成分とする、2–(クロロメチル)オキシランと3, 3'–スルホニルジアニリンと3, 4'–スルホニルジアニリンの縮合反応生成物
25	27174		3–[3–(トリフルオロメチル)フェニル]プロピル=メタンスルホナート
26	27233		6–ブロモ–1, 4–ジオキサスピロ[4. 4]ノナン
27	27261		メチル=ヒドラジンカルボジチオアート
28	27262		メチル=6–(プロパー–2–イン–1–イルオキシ)–2–ナフトアート

変異原性が認められた既存化学物質

	化審法官報公示 整理番号	CAS No.	名 称
1	5-5119	2475-44-7	ソルベント ブルーー78

(注1) これらの化学物質は、化学物質のリスク評価検討会(有害性評価小検討会)の下に設置された遺伝毒性評価ワーキンググループにおいて、既知の知見を基に評価を行い、強い変異原性がある旨の意見を得られたことから、措置の対象とする。

(注2) 「化審法官報公示整理番号」とは、昭和54年6月29日までに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)(化審法)の規定により公示された際に付けられた整理番号であり、これらは労働安全衛生法においても既存の化学物質として取り扱うこととしている(労働安全衛生法施行令附則第9条の2関係)。

変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針
 (平成 5 年 5 月 17 日付け労働省労働基準局長伺い定め)

平成 5 年 5 月 17 日
 一部改正 平成 18 年 3 月 9 日
 一部改正 平成 24 年 12 月 11 日

1 趣 旨

この指針は、微生物を用いる変異原性試験、哺乳類培養細胞を用いる染色体異常試験等の結果から強度の変異原性が認められた化学物質（以下「変異原化学物質」という。）又は変異原化学物質を含有するもの（変異原化学物質の含有量が重量の 1 パーセント以下のものを除く。）（以下「変異原化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う作業に関し、当該変異原化学物質への暴露による労働者の健康障害を未然に防止するため、その製造又は取扱いに関する留意事項について定めたものである。事業者は、この指針に定める措置を講ずるほか、労働者の健康障害を防止するための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 変異原化学物質による暴露を低減するための措置について

- (1) 労働者への変異原化学物質による暴露の低減を図るため、当該事業場における変異原化学物質等の物性、製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

イ 作業環境管理

- (1) 使用条件等の変更
- (2) 作業工程の改善
- (3) 設備の密閉化
- (4) 局所排気装置等の設置

ロ 作業管理

- (1) 労働者が変異原化学物質に暴露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- (2) 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- (3) 変異原化学物質に暴露される時間の短縮

- (2) (1) により暴露を低減するための装置等の設置等を行った場合には、次によること。

イ 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。

ロ 局所排気装置等については定期的に保守点検を行うこと。

ハ 変異原化学物質等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染を防止すること。

ニ 保護具については同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常に有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないような措置を講ずること。

- (3) 次の事項について当該作業に係る作業規定を定め、これに基づき作業させるこ

と。

- イ 設備、装置等の操作、調整及び点検
- ロ 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- ハ 保護具の使用

3 作業環境測定について

- (1) 変異原化学物質に係る作業が屋内で行われる場合であって、当該物質に関する作業環境測定手法が開発されているときには、定期に当該物質の性状に応じ作業環境測定基準、作業環境ガイドブック等を参考として作業環境測定を実施することが望ましいこと。
- (2) 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めること。

4 労働衛生教育について

- (1) 変異原化学物質等を製造し、又は取り扱う作業に従事している労働者及び当該作業に従事させることとなった労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。
 - イ 変異原化学物質の性状及び有害性
 - ロ 変異原化学物質による健康障害、その予防方法及び応急措置
 - ハ 局所排気装置その他の変異原化学物質への暴露を低減するための設備並びにそれらの保守及び点検の方法
- 二 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理
- (2) 上記事項に係る労働衛生教育の時間は4時間以上とすること。
- (3) (1) のイから二の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該項目についての教育を省略して差し支えないこと。

5 危険有害性等の表示、通知等について

変異原化学物質等を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第24条の14及び第24条の15の規定に準じて、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート（以下「SDS」という。）の交付等により名称等の通知を行うこと。この場合、微生物等への強い変異原性を有することについて表示及び通知の内容に含めること。

6 変異原化学物質等の製造等に従事する労働者の把握について

変異原化学物質等を製造し、又は取り扱う作業に常時従事する労働者について、1年を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。

- イ 労働者の氏名
 - ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
 - ハ 変異原化学物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要
- なお、上記の事項の記録は、当該記録を行った日から30年間保存するよう努めること。